

令和元年6月26日現在

機関番号：32617

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16936

研究課題名（和文）コンスタンティノープルのヴェネツィア人に関する研究

研究課題名（英文）Research of Venetians in Constantinople

研究代表者

高田 良太（TAKADA, Ryota）

駒澤大学・文学部・准教授

研究者番号：80632067

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：12世紀以降、ヴェネツィア人は東地中海世界に進出することになったが、この時にビザンツ帝国の首都コンスタンティノープルは重要な意味を持った。本研究では、とりわけパイロ職の設置をめぐって、ヴェネツィアの外交姿勢に13世紀後半以降変化が生じたことを明らかにした。成果は2点にまとめられる。まず1点目として、俗人の専門職を定期的に恒常的に派遣することで安定した外交関係を維持することがあげられる。また2点目として居留地を開かれた場とすることで、他者との柔軟な接触を可能とし、居留地自体が緊張の要因とはならなかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

価値観を異にする国家や宗教が存在するときに、紛争や戦争といった衝突の諸形態がすぐさま想像される。十字軍を想起するならば、中近世の地中海世界史が例外ではないことは自明である。このような繰り返される衝突を回避するための仕組みとして、本研究では居留地と居留地経営にあたる領事職に着目した。領事自体が紛争や戦争を回避するための重要なファクターとして機能するものであるが、むしろ居留地の維持のためのビザンツ帝国やヴェネツィアの間コミュニケーションのなかで、両国間の関係の決定的な捻れが防がれている。近代以降につながる居留地を介した国家間の交流の仕組みの萌芽がここに見られる。

研究成果の概要（英文）：Venetians visited more often Eastern Mediterranean after 12th century. In this period, Constantinople, a capital city of Byzantine Empire, took an important role for Venetians. In this study, it is clarified that the significant change of Venetian diplomatic attitude has occurred, concerning the establishment of Bailo. Main Arguments are as below. At First, a stable diplomatic relationship began to be maintained, by the constant and regular dispatch of secular specialist. Secondly, Venetian Colony itself was not the reason of tension, because the flexible contact with other nations has been realized, by the effort of Venetians to make the colony more open space.

研究分野：西洋史

キーワード：ヴェネツィア史 ビザンツ史 居留地 地中海 コンスタンティノープル

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者のこれまでの研究

研究代表者は、これまで一貫して中近世の東地中海世界におけるヴェネツィア人の移動と移住に関心を持って、研究を進めてきた。特に、ヴェネツィアの国立文書館に残されたクレタ島関係文書群は、ヴェネツィア人のクレタ島への移住および現地のギリシア人との関係を考える上で重要な史料である。クレタ島関係文書群に関する研究を進めるなかで、研究代表者はクレタ以外のギリシア人の居住する地域における、ヴェネツィア人とギリシア人との関係を明らかにすることに興味を持ち始めた。こうした発想の研究は国内ではほとんど類例がなく、国外においてもギリシア人の郷土史研究者による研究がすすめられてきたにすぎない。しかし、このテーマは「人の移動」や「宗教間の交流」といった、昨今、エスニシティをテーマとして盛んになりつつある中近世の地中海世界をめぐる研究に大きく資するものであることが予想された。

(2) 中近世地中海史の研究動向

わが国の中近世の地中海史を専門とする研究者の間では、一國史の枠組みに捕らわれない新しい動向が現れ始めている。特に、2014年からスタートした、亀長洋子を研究代表者とする基盤研究(B)による共同研究「中近世地中海史の発展的研究：グローバルな時代環境での広域的交流と全体構造」(研究課題番号26284116)に参加するなかで、ビザンツ史およびオスマン史の研究者との共同研究を重ねるなかで、東地中海世界において最大の人口を誇る都市であるコンスタンティノープル(1453年以降はイスタンブル)を多民族・多宗教の交流の場として捉えうるのではないかと、という問題意識が生まれることとなった。

2. 研究の目的

(1) 研究当初の背景から得られた、テーマ設定

1. で述べた研究開始当初の背景にもとづいて、本研究においてはコンスタンティノープルにおけるヴェネツィア人居留地をめぐるヴェネツィア人とギリシア人の関係をテーマとして扱うこととした。

(2) 先行研究と問題の所在

i. 事件史的アプローチ

千年にわたって存続したビザンツ帝国の歴史において、ヴェネツィアは常に重要な役割を果たし続けてきた。したがって、当然のことながらビザンツ帝国とヴェネツィアとの外交関係に関する研究に関しては、国内外を問わず多くの蓄積がある。しかし、先行研究の多くは、ヴェネツィアとビザンツという二つの国家の関係に焦点をあてる。ニコルが1988年に出版した、詳細な概説である『ビザンツとヴェネツィア』はその決定版とも呼べるべきものである。この中でもニコルは、ヴェネツィアやビザンツといった国家を主要なアクターとして取り上げており、国家の構成要員たる「人」に光があてられない嫌いがある。

ii. 制度史的アプローチ

他方、ヴェネツィア史からみた時には、コンスタンティノープルの居留地制度をめぐる研究がいくつか見られる。特に、マルテズは1970年に刊行したモノグラフのなかで、未公刊文書を含むヴェネツィア側の文書史料の分析から、13世紀後半以降にヴェネツィアからビザンツ帝国に派遣された、居留地行政を担う官職であるパイロについて、その制度的沿革を明らかにした。この研究のなかでマルテズは、1261年のビザンツ帝国中興後、ヴェネツィア側から誰がパイロとしてヴェネツィアに派遣されていたのかを、ビザンツ帝国が滅亡する1453年までの長きにわたって明らかにした。このマルテズの研究は、パイロの人事を詳細に明らかにした点で貴重な研究であるが、他方で事件史への関心は強いとはいえない。

本研究においては、先行研究における二つのアプローチを協働させることで、13世紀後半以降のコンスタンティノープルの居留地をめぐるヴェネツィア人とギリシア人との交流を探ることが、本研究の目的となる。

3. 研究の方法

研究を遂行する上では2つの点に留意する必要がある。一つは、時期の問題である。13世紀以前にはヴェネツィアの居留地について考えることのできる史料はほぼ、ビザンツ帝国がヴェネツィアに対して発給した外交特権文書である、黄金印璽文書に限られるため、目的に沿った研究を進めることは難しい。

次に、史料の問題が挙げられる。オスマン時代のイスタンブルにヴェネツィアから派遣されたパイロについて、比較的詳細な史料が残されているのに対して、ビザンツ時代のコンスタンティノープルに派遣されたパイロが本国に送った史料などは、体系的に残されているわけではない。この問題は、事件史的アプローチと制度史的アプローチの両面から追うことのできる事例を考えていくことを積み重ねていくことで、ある程度解消される。また、コンスタンティノープルに在任していたヴェネツィア人たちは当然、公証人文書などを残していたはずだが、1453年のオスマン軍によるコンスタンティノープル攻略とその後の混乱のなかで、散逸したと思われる。この点については、他地域で残された公証人文書のなかにも、コンスタンティノープルでの取り引きを扱った史料が残されている事例があり、利用することとした。

4. 研究成果

(1) 居留地管理の主体の変化

コンスタンティノープルのヴェネツィア人居留地の領事としてヴェネツィア本国から派遣されるパイロ職は、制度的には居留地内の行政を担うと同時に、ビザンツ帝国皇帝政権と外交折衝を行う職掌と理解される。このパイロ職はビザンツ帝国が滅びた後の、オスマン帝国におけるヴェネツィア人居留地において継続されることとなった点で重要な職掌であるが、13世紀以前の居留地においてはみられなかった。

13世紀以前の居留地において、ヴェネツィアはビザンツ皇帝から土地財産を下賜されたが、ヴェネツィアはさらにヴェネツィアにあるいくつかの修道院に対してそれらの土地財産の管理を委託・委譲することになる。実際に、コンスタンティノープルにヴェネツィアからベネディクト会の修道士が派遣され、居留地内の聖務にあたるとともに居留地内の土地財産の管理にあたっていたと考えられる。コンスタンティノープル内の土地財産を、ヴェネツィアから離れた遠隔地において、文字による記録によって管理できる存在が、13世紀以前においては聖職者に限られていたという事情がある。また、13世紀以前の時点では居留地の管理と外交は明確に分離していたことも分かる。

1204年に第4回十字軍がコンスタンティノープルを占領すると、前述の修道院が管轄・管理する土地財産も大きく広がることになったものの、1261年にニカイア帝国のミカエル・パライオロゴスがコンスタンティノープルを奪取し、ヴェネツィア居留地は解体された。ビザンツとヴェネツィアの間では早くから外交交渉が行われ、1277年に時のビザンツ皇帝アンドロニコス2世パライオロゴスからヴェネツィアに下賜された黄金印璽文書のなかで、居留地の復活が明記された。ただし、ヴェネツィア人居留地が実質的に再興されるまでには、なお時間を要した。遅くとも14世紀初頭には再びコンスタンティノープルに多くのヴェネツィア人が訪れる状況が生じることとなった。1277年の条約で特筆すべきなのは、前述のパイロ職にあたるヴェネツィア人の俗人が、居留地内の土地財産の管理主体として明記されているという点である。制度的には、このあと200年近くにわたって続くことになる居留地制度の礎が、このときに築かれたということになる。

(2) マルコ・ベンボ殺害事件の歴史的意義

パイロ職のような新しい職掌が生まれるに至った背景を探るといくつかの興味深い事実が浮かび上がる。まず、最初期にはパイロ職は居留地管理を担う存在ではなかったということだ。パイロの派遣は早くも1268年になされたが、その職務はあくまでもビザンツ皇帝政権とヴェネツィア本国政府とのあいだの外交交渉の担い手であった。任期も短く、重要な外交交渉の時のみ派遣されていた。こうした実態をみると、常駐し居留地社会と外交交渉の双方を担う、現代の外交官のような存在を見出すことは難しい。

パイロ職が居留地社会への恒常的派遣という職掌へと変化していくうえで重要なのは、1296年のマルコ・ベンボの処刑事件である。マルコ・ベンボは1230年頃にヴェネツィアの名門家に生まれ、若くからヴェネツィアの海外領土の官職を歴任した人物である。ビザンツ帝国との外交においても重要な役割を果たし、1268年にはパイロに任命されて、ヴェネツィアの元首ピエトロ・ゼノとともにビザンツ皇帝との外交交渉にあたった。また、先述の1277年の黄金印璽文書の下賜の際にもコンスタンティノープルにあり、やはり外交交渉に深く関わっていたことが知られている。このように見ると、マルコ・ベンボはビザンツ帝国が再興されて、東地中海においてヴェネツィアの置かれた立場が微妙なものとなるなかで、現地の事情に精通し、ビザンツ帝国とヴェネツィアとの間をとりもつ役割を一貫して果たし続けた人物であったと言えるだろう。他方では、1260年代から90年代のヴェネツィアの外交は東方においてヴェネツィア本国の意向から半ば独立して活動するような「東方ヴェネツィア人」と呼ばれる人々の介在があったことを、マルコ・ベンボの存在は強く示唆している。

さて、マルコ・ベンボは1293年にはじまったヴェネツィアとジェノヴァのあいだの戦争によって、ビザンツ帝国のなかでもジェノヴァとヴェネツィアの関係が悪化している時期に、再びパイロとしてコンスタンティノープルに赴任した。この時、当時はペラ地区にあったジェノヴァ人の居留地をヴェネツィア艦隊が不意に襲撃する事件が起こり、ベンボは皇帝に捕らえられて、この事件の責任を取らされるかたちでジェノヴァに引き渡されて殺害される。この事件をめぐってはヴェネツィア側の陰謀との立場をとるビザンツ側史料と、ジェノヴァとビザンツのあいだの密約があったとするヴェネツィア側史料とのあいだで、記述に齟齬があり、研究史のなかでもこの矛盾は十分に説明されているわけではない。むしろ重要なのはこの事件によって、パイロ職のコンスタンティノープル内での立場の脆弱さがはっきりとしたということだ。

事件は、国家間の外交交渉をマルコ・ベンボという個人に大きく依拠することの危険性や、居留地内における情報の適切な管理を通じて自国人の安全を図ることが懸案となっていたことを強く示している。マルコ・ベンボ処刑事件の衝撃から、しばらくパイロの派遣は見送られていたが、1302年にビザンツ帝国とヴェネツィアの間でふたたび外交交渉の場がもたれ、関係修復が図られた。この時にヴェネツィアから派遣されたヤコボ・トレヴィザンは「特使およびパイロ」の資格を帯びていた。このことは、14世紀の時点でパイロ職が外交交渉と居留地行政の二つの役割を帯びて派遣されるようになっていたことを端的に示している。さらに、1310年以降、パイロは2～3年の任期を帯びて派遣されるようになる。恒常的派遣がこうして実現する

ことになった。以上のようなヴェネツィアのコンスタンティノーブルへのパイロ派遣の実態の変化には、現代の外交交渉の原型を見出すことができるだろう。マルコ・ベンゴ処刑事件は従来の外交使節派遣の持つ問題を浮き彫りにしたと言う点で、おおきな転換点を示していると言える。

(3) 居留地社会

居留地社会の実態に関して伺うことのできる史料として、1350年代にクレタの港湾都市カンディアで活躍した公証人であるアントニオ・プレジャーノが作成した公証人記録のなかに、コンスタンティノーブルで結ばれた商業契約などが含まれていることが確認できる。パイロを中心とした居留地社会が形成されていたことが知れる史料群として貴重である。ここに含まれる文書の分析によって明らかになることは、以下の2点である。

i. 非ヴェネツィア人の存在

文書の契約主体のほとんどはヴェネツィア人であるが、相手方には他都市出身のイタリア人であったり、ギリシア人が頻りに登場する。居留地が必ずしも閉鎖的ではなく、多民族の集う空間であったことを示している。

ii. ヴェネツィアのネットワーク

文書のなかではヴェネツィアの交易拠点についての言及がなされることが多い。また、文書が、居留地で作成された史料群であるにもかかわらず、やはりヴェネツィアの支配地域であるクレタにもたらされたという、史料伝来の状況を考えても、ヴェネツィアの経済的・海外領土行政のネットワークが強く関与していることは疑いようがない。ヴェネツィア人居留地が、東地中海世界におけるヴェネツィアのプレゼンスを前提としていたことをよく示している。

以上の2点より、ヴェネツィアは居留地を、自国の海上交通網の拠点の一つとして整備していたが、その空間はヴェネツィア人以外の人々も関与する場として機能していたことが、明かとなる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

高田 良太、コンスタンティノーブルのヴェネツィア人：13世紀のパイロと居留地、ヨーロッパ文化史研究、査読無、20号、2019年、17-28頁

https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=24087&item_no=1&page_id=34&block_id=86

〔学会発表〕(計3件)

高田 良太、中世後期クレタにおける複数言語状況をめぐって：Duca di Candia B. 11、Atti Antichiを中心に、於：奈良女子大学、2016

高田 良太、クレタ島の民事訴訟記録にみるギリシア語とラテン語、中近世イタリア史研究会、於：晴海グランドホテル、2017

高田 良太、コンスタンティノーブルのヴェネツィア人-13世紀以降の居留地-、東北学院大学公開講座、於：東北学院大学、2017

〔図書〕(計1件)

高田 良太他、中近世地中海史の発展的研究：グローバルな時代環境での広域的交流と全体構造、2019、158(うち、研究代表者の担当は34-38)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

Researchmap

<https://researchmap.jp/read0113498/>

所属研究機関ホームページ

<https://gyoseki.komazawa-u.ac.jp/Main.php?action=profile&type=detail&tchCd=140430>

6. 研究組織

(1) 研究分担者

なし

(2) 研究協力者

なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。